

予備試験における法律実務基礎科目に関する意見（刑事系）

第1 出題方針

- ◎ 出題に当たっては、知識の有無を問う出題に偏することなく、法的思考力、分析力、表現力等をも判定できるように出題を工夫するものとする。
- ◎ 出題に当たっては、法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」、「法曹倫理（刑事系）」の教育内容を踏まえつつ、既存の教科書や判例集等を用いて学習できるような内容のものとする。

* 「刑事訴訟実務の基礎」

刑事法（刑法、刑事訴訟法）の法規範に関する体系的知識、理解を前提に、捜査から判決に至る刑事手続の基本的な流れや検察官、弁護士、裁判官（所）が、各局面ごとに行う刑事訴訟手続のルールに基づいた活動を具体的に理解させることによって、実体法や証拠法の法理論が、実務において具体的にどのようなかたちで問題となり、運用されているのかを体得し、よって、理論面での理解を深めるとともに、理論と実務との架橋を図る。

* 「法曹倫理」

法曹が遭遇し得る具体的な問題を取り上げることによって、法曹の仕事全般に必要なとされる責任感や倫理観を養う。

- 予備試験における法律実務基礎科目は、法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目とされているが（司法試験法第5条3項②参照）、予備試験が、法科大学院課程修了と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とするものである以上、出題にあたっては、法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」「法曹倫理」の科目内容を踏まえる必要がある。
- しかし、他方、予備試験受験者は、法科大学院での教育を受けておらず、「刑事訴訟実務の基礎」「法曹倫理」科目を法科大学院以外の教育機関で履修することは事実上困難であるため、受験生が市販されている教科書や判例集、事例集等を用いて学習できる程度の内容を出題することが必要である。

第2 出題範囲

- ◎ 出題範囲は、**刑事手続、事実認定の基礎、法曹倫理（刑事系）**とする。
- 論文試験については、刑法と刑事訴訟法の試験科目が別にあることを踏まえる必要があるが、本WGにおいては、論文試験における刑法と刑事訴訟法は、法規範に関する体系的知識、理解を試す出題であることを前提に検討する。
- 上記出題範囲としての刑事手続とは、刑事法（刑法・刑事訴訟法）の法規範

に対する体系的知識，理解を前提に，捜査から判決に至る刑事手続の流れや検察官，弁護士，裁判官（所）が，各局面ごとに行う刑事訴訟手続のルールに基づいた活動についての理解を問うとともに，具体的な手続や事例に即した実体法や証拠法の具体的な理解を問うものとする。

- 事実認定とは、「ある事実の存否が問題になったときに，証拠によりその事実の存否を決すること」をいうが，事実認定能力は，法科大学院における「事実認定の基礎」を踏まえた上で，個別具体的な事案の分析を通じて，生きた事件を扱う司法修習において涵養されるべきものである。そこで，上記出題範囲としての事実認定の基礎とは，事実認定の基礎原理，事実認定の資料である証拠の意義や種類，証拠能力，証明の程度等についての基礎的な理解のほか，実際の刑事裁判において，争点となりやすい犯罪の成否に関する要素（例えば，殺意の有無，占有の有無，共謀の有無，正当防衛の成否等）について，具体的な事実関係を前提とした当てはめを行うことができるかどうかといった内容のものとする。
- 法曹倫理（刑事系）については，法科大学院の大半において，筆記試験として出題されていることも踏まえ，論文試験において出題することもあり得る。

第3 出題形式・方法

1 論文試験

◎ 出題形式は，事例形式とする。

- 例えば，捜査手続や公判手続の具体的な場면을題材に，検察官，弁護士，裁判官（所）として，刑事訴訟手続に基づいて具体的にどのような訴訟行為を行うことができるかといった問題や，具体的な手続における証拠法に関する理解について問う問題が考えられる。
- 捜査書類の一部や公判記録の一部を添付資料として使用することも考えられる。
- 問題数としては複数問が考えられるが，毎年，三者の立場からの問題を出す必要はないと考えられる。

2 口述試験

◎ 事例問題をあらかじめ検討させた上で，口述試験を実施する。

- 口述試験は，筆記試験に合格した者につき，法的な推論，分析及び構成に基づいて弁論する能力を有するかどうかの判定に意を用いる（司法試験法第5条

第4項参照)とされているが、単なる知識の有無の判定に陥らないようにするためにも、事前に、受験生に、論理的思考力や口頭表現能力を十分発揮できるよう準備させる必要がある。

第4 時間配分・配点比率

1 論文試験

- ◎ 試験時間は、2時間程度が望ましい。
- ◎ 配点比率については、他の法律科目の2倍、同程度、やや低めの3種類が考えられる。
 - 他の法律科目が1時間程度であることと比較すると、比較的長文の問題を出すことから、試験時間は2時間程度必要であると考えられる。
 - 配点比率については、法律実務基礎科目が法律科目以外に置かれていることや、試験時間と配点は比例するのが望ましいという考えから、他の法律科目の2倍が望ましいという意見、試験時間と配点は比例する必要はなく、他の法律科目と同程度でよいという意見、むしろ、法科大学院における法律基礎科目の単位数との比較という観点から、他の法律科目よりも配点を重くする必要はなく、やや低めが望ましいという意見がある。

2 口述試験

- ◎ 試験時間は、事前の問題検討時間を含めて、1時間程度（面接時間は1人20～30分程度）が望ましい。
 - 刑事系と民事系で分けて実施することを前提に、採点方法としては、合否のみということも考えられる。

第5 その他関連事項

1 最低点を設定する必要があるか。

- ◎ 法律実務基礎科目の論文式試験については、最低点を設定すべきである。
 - 予備試験が新司法試験の受験資格を付与するものであることからすれば、法律実務基礎科目の最低ラインに達してしない者については、その一事をもって不合格とすべきである。